

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 19

所管課かい名 開発審査課

許 認 可 等 の 内 容		宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の許可
根拠法令等及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項
行政庁		静岡市長
法令の定め	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第11条から第14条まで 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第22条まで 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第6条、第7条、第11条、第12条、第13条及び第31条から第35条まで 静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則（令和7年静岡市規則第12号）第4条から第6条まで	
審査基準	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 申請が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第12条第2項各号に掲げる基準に適合し、かつ、その申請の手続が同法及び同法に基づく命令の規定に違反していないと認められる場合は、許可しないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、許可することとする。 2 盛土規制法第12条第3項の「工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件」を付するかどうか、付する場合にどのような条件を付するかは、工事の内容、工事によって想定される周辺の環境への影響の程度、現場の地質や土質その他の一切の事情を考慮して判断する。 3 法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、盛土等防災研究会編集「盛土等防災マニュアルの解説」（ぎょうせい、2023年）に記載されているところによるものとする。
	設 定 年 月 日	令和 年 月 日設定（ 年 月 日最終設定）

標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	30日
	設 定 年 月 日	令和 年 月 日設定 (年 月 日最終設定)

所管課かい名 開発審査課

許 認 可 等 の 内 容		特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可
根拠法令等及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第30条第1項
行政庁		静岡市長
法令の定め	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第29条から第31条まで及び第33条	
	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第30条第1項が準用する第7条から第17条まで及び第20条、第30条第2項が準用する第19条及び第20条第2項並びに第31条	
審査基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第6条、第12条、第13条、第31条から第34条まで及び第63条	
	静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則（令和7年静岡市規則第12号）第4条から第6条まで	
審査基準	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 申請が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第30条第2項各号に掲げる基準に適合し、かつ、その申請の手續が同法及び同法に基づく命令の規定に違反していないと認められる場合は、許可しないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、許可することとする。 2 盛土規制法第30条第3項の「工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件」を付するかどうか、付する場合にどのような条件を付するかは、工事の内容、工事によって想定される周辺の環境への影響の程度、現場の地質や土質その他の一切の事情を考慮して判断する。 3 法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、盛土等防災研究会編集「盛土等防災マニュアルの解説」（ぎょうせい、2023年）に記載されているところによるものとする。
	設 定 年 月 日	令和 年 月 日設定（ 年 月 日最終設定）

標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	30日
	設 定 年 月 日	令和 年 月 日設定 (年 月 日最終設定)

所管課かい名 開発審査課

許 認 可 等 の 内 容		宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の変更の許可
根拠法令等及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第1項
行政庁		静岡市長
法令の定め	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第1項並びに同条第3項が準用する第12条第2項から第4項まで、第13条及び第14条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第22条まで 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第7条、第11条、第12条、第13条、第31条から第35条まで及び第37条 静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則（令和7年静岡市規則第12号）第4条から第6条まで	
審査基準	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 申請が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第16条第3項が準用する第12条第2項各号に掲げる基準に適合し、かつ、その申請の手続が同法及び同法に基づく命令の規定に違反していないと認められる場合は、許可しないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、許可することとする。 2 盛土規制法第16条第3項が準用する第12条第3項の「工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件」を付するかどうか、付する場合にどのような条件を付するかは、工事の内容、工事によって想定される周辺の環境への影響の程度、現場の地質や土質その他の一切の事情を考慮して判断する。 3 法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、盛土等防災研究会編集「盛土等防災マニュアルの解説」（ぎょうせい、2023年）に記載されているところによるものとする。
	設 定 年 月 日	令和 年 月 日設定（ 年 月 日最終設定）

標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	30日
	設 定 年 月 日	令和 年 月 日設定 (年 月 日最終設定)

所管課かい名 開発審査課

許 認 可 等 の 内 容		特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可
根拠法令等及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第35条第1項
行政庁		静岡市長
法令の定め	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第35条第1項並びに同条第3項が準用する第30条第2項から第4項まで、第31条及び33条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第30条第1項が準用する第7条から第17条まで及び第20条、第30条第2項が準用する第19条及び第20条第2項並びに第31条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第12条、第13条、第31条から第34条まで、第63条及び第67条 静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則（令和7年静岡市規則第12号）第4条から第6条まで	
審査基準	基 準 (未設定の場合は その理由)	1 申請が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第35条第3項が準用する第30条第2項各号に掲げる基準に適合し、かつ、その申請の手続が同法及び同法に基づく命令の規定に違反していないと認められる場合は、許可しないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、許可することとする。 2 盛土規制法第35条第3項が準用する第30条第3項の「工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件」を付するかどうか、付する場合にどのような条件を付するかは、工事の内容、工事によって想定される周辺の環境への影響の程度、現場の地質や土質その他の一切の事情を考慮して判断する。 3 法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、盛土等防災研究会編集「盛土等防災マニュアルの解説」（ぎょうせい、2023年）に記載されているところによるものとする。

	設 定 年 月 日	令和 年 月 日設定 (年 月 日最終設定)
標準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	30日
	設 定 年 月 日	令和 年 月 日設定 (年 月 日最終設定)